

# 理 由 書

本理由書は、東松山都市計画地区計画の変更（嵐山町：花見台地区）についての理由を示したものです。

## I. 東松山都市計画区域の位置等

東松山都市計画区域は、都心から約 50 k m 圏、埼玉県中央部に位置しています。

また、東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、滑川町、嵐山町及び吉見町の行政区域の全域です。

### 【嵐山町：花見台地区】

本地区は、嵐山町の中心部より約 3.5 k m 北に位置し、関越自動車道嵐山小川インターチェンジから東に約 1.5 k m に位置する、広域交通網へのアクセスに優れた市街化区域（工業専用地域・工業地域）内にある地区です。

## II. 変更理由

### 【嵐山町：花見台地区】

本地区は、地域振興と就業機会の確保を目的として、工業生産拠点として定めている地区です。周辺の自然との調和に配慮した良好な工業団地として、環境の維持・増進をより一層進めるとともに、適正かつ合理的な土地利用を図るため、建築物等の用途の制限、形態又は色彩その他の意匠の制限を追加するものです。

## III. 変更内容

### 【嵐山町：花見台地区】

既に地区計画を制定した、既存 A 地区（既存地区計画区域）を A-1 地区と A-2 地区の 2 地区に区分し、同一地区計画区域内の一体性を保つため、A-1 地区に B 地区と同等の建築物等の用途の制限を追加するものです。ただし、A-2 地区については、これまでの制限の継続性を保つため、当初の A 地区どおり用途の制限を加えないこととします。

また建築物等に関する事項に、新たに建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を追加し、周辺の環境や田園風景と調和した落ち着いた落ち着きのある景観形成を行います。

## IV. 関連する都市計画

なし